

令和4年度

福島町議会

定例会 6 月会議会議録

令和4年6月20日 開会

令和4年6月20日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和4年6月20日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行 政 報 告	7 頁
1 令和3年度各会計決算状況について	
2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 産業課の所管事項について	
教育行政報告	8 頁
1 学校教育について	
(1) 高等学校について	
2 スポーツについて	
(1) 各種大会について	
○日程第4 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について ..	9 頁
○日程第5 一般質問	9 頁
7 番 藤 山 大	9 頁
(1) 学校におけるタブレットの活用法	
8 番 小 鹿 昭 義	16 頁
(1) 中学校生徒のクラブ活動に関する送迎について	
3 番 平 沼 昌 平	19 頁
(1) 水田交付金の条件厳格化に伴う当町の対応と過疎地域持続的発展市町村計画に対する今後の方向性	
○日程第6 報告第2号 令和3年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	24 頁
○日程第7 議案第14号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	25 頁
○日程第8 議案第15号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	27 頁
○日程第9 議案第16号 第5次福島町総合計画の変更について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	28 頁
○日程第10 議案第17号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	32 頁
○日程第11 議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	33 頁

○日程第12	議案第19号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34頁
○日程第13	議案第20号	町道の路線認定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35頁
○日程第14	議案第21号	令和4年度福島町一般会計補正予算(第4号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36頁
○日程第15	議案第22号	令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40頁
○日程第16	議案第23号	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第17	発委第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	42頁
○日程第18	発委第3号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43頁
○日程第19	発委第4号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第20	発委第5号	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46頁
○日程第21	発委第6号	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	47頁
○休会	の議決		48頁
○休会	宣告		48頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 1	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	6月20日	報 告 済
報告 2	令和3年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	6月20日	報 告 済
1 4	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	6月20日	原案可決
1 5	福島町介護保険条例の一部を改正する条例	6月20日	原案可決
1 6	第5次福島町総合計画の変更について	6月20日	原案可決
1 7	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	6月20日	原案可決
1 8	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	6月20日	原案可決
1 9	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	6月20日	原案可決
2 0	町道の路線認定について	6月20日	原案可決
2 1	令和4年度福島町一般会計補正予算（第4号）	6月20日	原案可決
2 2	令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月20日	原案可決
2 3	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	6月20日	原案可決
発委 2	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 3	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 4	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 5	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について	6月20日	原案可決
発委 6	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書の提出について	6月20日	原案可決

令和 4 年度

福島町議会定例会 6 月会議

令和 4 年 6 月 2 0 日（月曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |
| 日程第 5 | 一般質問 |
| 日程第 6 | 報告第 2 号 令和 3 年度福島町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程第 7 | 議案第 14 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 15 号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 16 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 17 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 18 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 町道の路線認定について |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 令和 4 年度福島町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 15 | 議案第 22 号 令和 4 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 23 号 令和 4 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 17 | 発委第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について |
| 日程第 18 | 発委第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について |
| 日程第 19 | 発委第 4 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第 20 | 発委第 5 号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について |
| 日程第 21 | 発委第 6 号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |
| 日程第 5 | 一般質問 |
| 日程第 6 | 報告第 2 号 令和 3 年度福島町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程第 7 | 議案第 14 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 15 号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例 |

日程第9	議案第16号	第5次福島町総合計画の変更について
日程第10	議案第17号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第11	議案第18号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第12	議案第19号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第13	議案第20号	町道の路線認定について
日程第14	議案第21号	令和4年度福島町一般会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第22号	令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第23号	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第17	発委第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第18	発委第3号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
日程第19	発委第4号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第20	発委第5号	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について
日程第21	発委第6号	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書の提出について

◎出席議員（9名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	2番	佐 藤 孝 男		3番	平 沼 昌 平
	4番	木 村 隆		5番	川 村 明 雄
	6番	杉 村 志 朗		7番	藤 山 大
	8番	小 鹿 昭 義			

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福 祉 課 長	小 鹿 浩 二	建 設 課 長	紙 谷 一
福祉センター次長	(石 岡 大 志)	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
農業委員会事務局長	(福 原 貴 之)	選挙管理委員会書記長	(小 鹿 一 彦)
監 査 委 員	本庄屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	(鍋 谷 浩 行)		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局議事係	大 山 瑞 稀		

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和4年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

コロナ感染症の影響で書面会議が続く、6月14日、3年ぶりに開催された第73回北海道町村議会議長会定期総会の決議は、町村は食糧供給、水源涵養、国土保全など重要な国民生活を支える地域に根ざした文化を育んできた。

長期にわたる経済の低迷、幾度も発生する自然災害、加えてコロナウイルス感染症が町村行財政に大きな影を落としている現況を踏まえ、「住民の手が届く自治の確立を求め、今後とも地域住民の代表たる責務を深く自覚し、清新で活発な議会活動に努めるとともに、住民の負託に応え、諸課題の解決に向け総力を結集する。」として、「新型コロナウイルス感染防止対策の徹底」、「コロナ禍での安心できる社会・経済活動の活性化」、「町村議会の活性化と議会の権限の拡充」、「地方財政基盤の確立等」17項目の決議と14件の地区要望事項を北海道町村議長会の総意として採択いたしました。

6月7日、経済財政運営と改革の基本方針「骨太2022」が閣議決定されました。「安全保障に強い防衛関連産業、IT分野への需要喚起」、「財政健全化の方向転換」、「分配へシフトする新しい資本主義に向けた具体的な施策の先送り」などへの賛否論争、世界的な金利上昇下で、円安を懸念しつつも大規模金融緩和を継続するとの日銀の談話も報道され、引き続き懸念される異常気象による地球温暖化、終息しないコロナ感染症、ロシアの異常なウクライナへの侵攻など世界情勢の先行きが混沌とし、日本全国への多大な影響が予測困難な厳しい状況が続きます。

福島町議会としても、厳しい現況をしっかり受け止め、議会活動の重要な視点として、「わかりやすく町民が参画する議会」・「しっかりと討議する議会」・「町民が実感できる政策を提言する議会」を意識し、課題解決に向けて行政としっかり対峙し、より住民の側に立って活動することが、議会・議員の役割であるとの認識をさらに深めていかなければなりません。

出席者各位には、本6月会議の議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げ、活発な討議が展開されますことを期待して開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和4年度福島町議会定例会6月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会6月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会6月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国及び道内の新規感染者数が減少傾向を示しつつありますけれども、町内においては新規感染者数が少人数ではありますが毎週続いている状況でございます。

また、このたびは福島消防署の職員が感染するなどしてございます。町では4回目のワクチン接種に向けて対象者へ接種券を既にご送付してございます。7月下旬の接種を予定しているところでございます。

引き続き、感染予防の徹底に努めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

今年の前浜の状況ですが、ウニの収穫が好調で昨年の同時季に比べ1.6倍近い水揚げ高となっており、春のマスやヤリイカも前年を上回っている状況でございます。

今週23日あたりから昆布養殖の収穫作業が順次始まってまいりますので、今年のお安全操業を願うとともに、豊漁を期待するものでございます。ただ、今日も前浜を歩いて漁師の人と少しお話をしましたけ

ども、水温が低い関係で昆布の成長が少し良くないんだという声も聞いておりますので、これから少し今日のように天候が回復して、身が入ることを期待しているところでございます。

続いて、町の令和3年度の決算の状況がまとめ、概要は行政報告で述べさせていただきますが、一般会計において、形式収支で1億1,600万円、繰越明許費を除いた実質収支で9,700万円の繰越額を計上することができ、各特別会計においても概ね計画を超える繰越額を計上することができてございます。

改めて町民及び議員各位並びに職員の皆様のご協力に感謝と御礼を申し上げます。

それでは、本日の案件についてですが、条例の一部改正が2件、計画の変更が1件、規約の変更が3件、路線の認定が1件、一般会計及び国民健康保険特別会計並びに国民健康保険診療所特別会計の補正予算が3件となっております。

また、報告事項といたしまして、一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告および令和3年度福島町一般会計繰越明許費の報告が2件となっております。

1点目の、条例の一部改正については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正および福島町介護保険条例の一部改正となっております。

まず1つ目の、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正についてですが、所得税法等の一部を改正する法律および租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことを受けての一部改正となっております。

2つ目の、福島町介護保険条例の一部改正については、令和2年度から継続実施されております新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、令和4年度も引き続き、期間が延長をされたことを受けての一部改正となっております。

2点目の、第5次福島町総合計画の変更については、新型コロナウイルス感染症対応等により、令和4年度の事業内容に変更が生じたことによる事業の追加および変更となっております。

3点目の、規約の変更については、北海道市町村総合事務組合および北海道市町村職員退職手当組合、ならびに北海道町村議会議員公務災害補償等組合において、それぞれ構成団体に新たに「上川中部福祉事務組合」を加えるための変更となっております。

4点目の、町道の路線認定については、定住促進住宅造成工事に伴い、新たに三岳14号線および三岳15号線を町道として新規路線に追加するものでございます。

次に、一般会計の補正予算についてですが、歳出の補正の主なものとして、まず、コロナ禍における国の原油価格物価高騰等総合緊急対策を受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、高齢者等生活支援事業、介護サービス事業者原油等高騰対策支援事業、水産加工業支援事業、農林水産業原油等高騰対策支援事業およびスポーツイベント感染予防対策事業等の追加補正となっております。

2点目として、当初予算で計上しておりました特別養護老人ホーム陽光園の建物改修に係る補助金の追加補正となっておりますが、原価の物価高騰に伴う資材等の高騰により、事業費に不足が生じる見込みであり、事業費の追加に伴う町の補助金を追加補正するものでございます。

3点目として、この度の冬の大雪により甚大な被害を受けました千軒そば生産会の活動拠点の再構築を図るため、千軒そば生産体制支援事業を追加補正するものであります。

4点目として、昨年に引き続きコロナ禍の中、また、物価高騰及び燃油高騰など厳しい環境下における町民へ勇気と希望を与えるため、8月13日に町民を元気づける花火を打ち上げるため元気プロジェクトの一環として所要経費を補正計上させていただいております。

なお、歳入においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が追加されており、また、町税の固定資産税において大臣及び知事配分に係る償却資産が大幅に増加したことによる増額補正となっております。

なお、特別会計においては、国民健康保険特別会計で傷病手当金の増額、診療所特別会計では診療事務におけるソフトウェアの購入費等の増額となっております。

以上、この度は計10件の議案をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。
本日は、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

町長の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
4番木村隆議員、5番川村明雄議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。
はじめに、議会運営委員会の報告を行います。
3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和4年度定例会6月会議の開会に際し、去る6月13日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6月会議の審議日数については、本日から6月21日までの2日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会6月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

最初に、2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

それでは、諸般の報告の8ページをお開きください。

6月8日、2件の所管事務調査を実施しました。

報告書に基づき主な内容を説明いたします。

はじめに、調査事件2 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について。

このたび5月に引き続き臨時交付金を活用した基幹産業への経済支援事業等について資料が提出されたことから、内容を調査いたしました。

町が示した対象事業については一定の理解をしましたが、次の事項について検討願いたい。

1、支援金申請時の確認についてであります。

今回と同様の支援は2回目となることもあり、申請に当たっては決算書を添付するなど事業者の状況を的確に把握する必要があると思慮するので検討願います。

2、スポーツイベント感染予防対策事業についてであります。

今後予定されている全国中学校相撲選手権大会、南北海道駅伝競走大会については、町外から多くの方が集まるイベントとなることから、スタッフ用ジャンパー・Tシャツ等の購入も必要と思慮します。スポーツイベントでは、スタッフが統一した服装をすることで参加者等と見分けが付き、人との接触が減らせると考えられるため早急に検討願います。

3、総括意見。

この度は農林水産業への支援が中心となっています。しかし、コロナ禍の物価高騰等の影響は、町内す

すべての町民、事業者が受けており、今後の支援検討に際しては町内の実態把握に努め、町民、事業者へ広く行き渡るような支援事業を検討していただきたい。

以上で、調査事件2の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、7番藤山大経済福祉常任副委員長。

○7番（藤山大）

それでは、9ページをお開きください。

引き続き、調査事件3 千軒そば生産体制への継続的な支援について報告します。

旧千軒小学校体育館が近年にない大雪により倒壊し、そば生産会は甚大な被害を受けました。町は、全面的な支援を行うこととし、支援の内容について資料が提出されたことから、内容を調査しました。

町から示された千軒そば生産体制への支援については一定の理解をしたが、次の事項について検討願いたい。

1、施設管理体制の強化について。

今回の支援では町が農機具等の保管施設等を整備し、そば生産会へ無償貸付することがあるが、適切な管理方法等については、そば生産会と遺漏ないように十分協議し、管理体制を確立されたい。

なお、今回の支援で用意する資材については、町有財産として適切に損害保険等へ加入されたい。

2、千軒そば生産体制の維持に向けた町の支援体制について。

千軒そばブランドを維持継承するためには、町外へのPR等、全町を上げて支援していく必要があり、そのため以下の点について検討されたい。

①そば生産体制の経営安定化に向けた支援について。

現在、千軒そば生産会は高齢化により、持続可能な生産体制を維持するため、町の継続的な支援は必須であり、赤字経営の現況等を把握し整理・分析した上で、法人化の方向に向け、町が指導・助言されるよう強く望みます。

②そばの品質維持に向けた支援について。

これまで培ってきた千軒そばブランドを維持するためにも、常に状況を把握し関係機関と連携しながら適切な指導を行うよう指導体制を構築されたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、9番平野隆雄広報広聴常任委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の12ページをお開き願います。

令和4年度「町民と議員との懇談会」の結果を報告いたします。

説明は、主な内容といたしますので、ご了解ください。

今年度の懇談会は、5月13日から5月20日までの延べ4日間、開催をいたしました。

参加状況につきましては、11会場で46人の出席、1会場の最大7人、最少で1人となりました。

各会場では新しい吉岡温泉や第2青函トンネル構想に関する意見、議員定数・議員歳費など多岐にわたる質問や意見が出ました。また、今年度も「第2青函トンネル構想を実現する会」が作成したパンフレットを参加者に配布し、積極的に内容を説明したところであります。

各会場の意見を分類した総括12ページから13ページに、各会場での意見等については14ページから21ページに詳しく記載しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果の報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告23ページをお開きください。

6月1日開催の令和4年度第2回臨時会の主な内容を報告いたします。

1、臨時会の議案は、規約の変更と一般会計補正予算の審議でした。

2、審議した議案の内容について。

議案第1号から第3号は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合のほか、2団体の規約の変更です。令和4年4月に設立した上川中部福祉事務組合の加入に伴い規約の変更になりました。

議案4号は、一般会計補正予算（第2号）についてです。

松前町江良出張所新築工事費の追加により1,226万円を追加し、予算総額を19億2,639万7千円といたしました。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

それでは、諸般の報告の25ページをお開きください。

6月2日開催の第1回臨時会の結果を報告いたします。

説明は、主な内容としますので、ご了承いただきたいと思います。

1、定例会の議案は、副広域連合町の選任同意のほか、規約の変更、一般会計補正予算です。

2、審議した議案の内容については、同意第1号は副広域連合長の選任同意です。七飯町の杉原太氏の選任に同意いたしました。

議案第1号は、一般会計補正予算（第1号）です。給与改定等により4千円を追加し、予算総額を13億1,110万9千円といたしました。

議案第2号から4号は、北海道市町村職員退職手当組合ほか、2団体の規約の変更です。

先程の渡島西部広域事務組合と同様に、上川中部福祉事務組合の加入に伴い変更いたしました。

詳しい内容については、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告には、町長より提出された「ふるさと応援基金の運用状況等の報告」、議会基本条例第17条の規定に基づく「議会評価、議員の自己評価・活動の目標」が掲載され、すでに町民に公表されておりますことを申し添えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和4年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点目として、令和3年度各会計決算状況について。

令和3年度の各会計における決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計では、形式収支で1億1,635万5,480円の繰越しとなりましたが、繰越明許費分の一般財源1,928万1千円を除いた実質収支では、9,707万4,480円の繰越となっております。

国民健康保険特別会計では、4,372万2,582円の繰越しとなり、介護保険特別会計では、保険事業勘定で3,078万9,712円の繰越し、サービス事業勘定では収支同額となりました。

後期高齢者医療特別会計では、6,800円の繰越しとなり、浄化槽整備特別会計は、収支同額となっております。

また、国民健康保険診療所特別会計では、1,455万6,056円の繰越しとなりました。

なお、水道事業会計においても、純利益が1,024万1,461円となっております。

2点目の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。

国の総合緊急対策に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されたことを踏まえ、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が追加配分されたところであります。

町においては、先の5月会議に引き続き本議会において、本省繰越分及び原油価格・物価高騰対応分の臨時交付金に対応した事業を補正計上しております。

新型コロナウイルス感染症の対応として、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に、引き続き取り組んでまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1) 産業課の所管事項について。

5月23日に福島町地場産業開発研究会の解散総会が開催され、令和3年度の事業報告及び決算報告がなされるとともに、この度の総会をもって解散することが承認されております。

当研究会は、平成2年4月1日に地場産業の開発振興等を目的に設立されており、設立から32年が経過し、時代の変化などを踏まえ、一定の研究会としての役目を終えたことによる解散と伺っております。

なお、解散に伴う精算金79万8,044円については、町に引き継ぎされております。また、これまで当研究会が担っておりました事業に関しては、千切り昆布ややわか昆布の販売を商工会が担当し、横綱記念館の売店の管理運営に関しては、観光協会が担うこととなっております。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和4年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、学校教育について。

(1) 高等学校について。

福島商業高等学校の魅力向上のため、5月27日、「みなみ北海道ふくしま留学」のホームページを開いたしました。これは福島商業高等学校教育振興会が福島町まちづくり工房に委託したもので、生徒の授業風景や地域課題学習の様子を、魅力ある内容となるよう編集し公開しております。

また、全国90校の学校が集う「地域みらい留学」のオンライン合同学校説明会が6月4日から5日に開催されました。「住まいと暮らし」の説明会では青少年交流センターで快適で安全・安心な生活ができること、「特徴的な学び」の説明会では商業科の強みを活かして地域活性化に貢献できる学習を行っていることなどについて、全国の中学生や保護者約70名にPRをしたところです。

なお、青少年交流センターについては、5月27日に工事契約を締結し、6月上旬から本格的な工事が始まりました。施設は令和5年2月末に完成を予定しており、次代を担う人材育成の拠点施設として、定住・交流人口の拡大を目指してまいります。

2、スポーツについて。

(1) 各種大会について。

スポーツイベントの開催にあたりましては、国の感染拡大予防ガイドラインに基づく運営が求められております。

これから当町で計画しております8月20日から21日の全国中学校相撲選手権大会、10月30日の南北海道駅伝競走大会について、より一層の感染予防対策を図る必要があります。

このため、地方創生臨時交付金を活用し、スポーツイベント感染予防対策事業として、駅伝大会への自動計測システム導入や抗原検査キット購入などの補正予算を本議会に計上しております。

以上で、令和4年度定例会5月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第1号 一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

答弁指定事項進捗状況調査の1ページをお願いいたします。

SDGsの学習についてでございます。

令和4年6月10日現在の取り組み状況について、ご報告いたします。

福島中学校では、4月に各教科書や副教材に位置付けられているSDGsの学習内容を基に、年間を通して指導していくことを確認しています。

一例では、理科で「エネルギー資源の活用」、家庭科では、食品ロスの問題から「つくる責任・つかう責任」を踏まえた学習、道徳では、「安全な水とトイレを世界中に」を基に授業で取り組んでいくこととしています。

なお、福島小学校及び吉岡小学校でも授業全体や日常生活の指導の中で、SDGsを意識した取り組みを行っています。

以上で、報告いたします。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、3名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

学校におけるタブレットの活用法。

インターネット社会となっている今、学校においてもタブレットの導入やインターネット環境を整える為に各家庭のWi-Fi整備が進んでおります。

インターネットの活用が急激に増大し、多くの投稿に「イイね」と共感の意思表示を過剰にしたり、誹謗中傷の投稿が絶えないなど多くの問題が発生している中、児童生徒と家族、教師間で互いに意見や感情を伝達し合う、普通のコミュニケーションが取れているのか、心のケアが必要な状況が発生していないか心配です。当町の現状を伺います。

コロナ感染症禍、暴風雨などの災害時やひきこもり、登校拒否時の生徒への対応としてZOOM等インターネットを活用した家庭授業へ、タブレットを最大限活用していただきたい。

両親は、自由な発想で、明るく、未来に向かってたくましく生きる子供に育ててもらいたいと願っていると思います。

子どもたちの未来を見据え、タブレットを活用した学校教育の考え方、登校拒否の現状と対応について教育長に伺います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

藤山議員のご質問にお答えします。

福島町のICT教育は、平成30年度に1人1台タブレット端末を配備するなど、渡島管内ではいち早く進められてきました。

令和2年から続くコロナ禍においても、「学びを止めない」を合言葉に、タブレット端末を家庭に持ち帰り、eライブラリという学習アプリを使った家庭学習や、ZOOMを使った学習配信などの取り組みを進めてきたところです。

各ご家庭に対してはインターネットやWi-Fi環境の整備をお願いしてまいりました。令和3年度から経済的に困窮している世帯には、就学援助費の中で通信費の支援を行っております。

また、令和2年10月から週1回ICT支援員として、専門的な知識のある外部講師が各学校を巡回し、機器等の効果的な活用について教職員に助言を行っております。

一方、タブレット端末は便利な道具ですが、SNSなどでの誹謗中傷やゲーム課金による金銭トラブルなど、マイナスな面があります。

当町で使用しているタブレットにはSNSをインストールしていなく、また、新規のアプリ取得も強力なセキュリティにより難しくなっております。

さらに、令和3年度に策定した「情報モラルハンドブック」により、ICT支援員と教員が定期的に児童生徒に対しモラル教育を行っているところです。

また、当町の不登校の現況についてですが、ケアしなければならない児童生徒が数名いるものの、大きな事案には至っておりません。

タブレット活用をはじめとするICT教育は、これからの時代を生きていくために必要な知識・技術となっていくことが明らかでありますので、今後とも小学校、中学校そして高校教育へ続く福島町としての考え方をしっかりと持ち、デジタル社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

学校教育の方針について教育長述べられているんですが、学校指導要領に示された資質、能力の育成を着実に進め、多様な子どもたちを誰ひとり残すことなく育成する。個別最適な学びと多様な個性を最大限に活かす協同的な学びの一体化を実現が重要となっているという様なことで、また、コロナ禍の感染症の拡大により学校が休校になってもタブレット端末を家庭へ持ち寄り、eライブや遠隔操作による学びを止めない教育活動を行ってまいります。このように述べられています。

実際、災害時とか、この辺に対して暴風雨とかで学校が休校とかあったと思うんです。この時って今の現状であれば、何て言いますか、プリントでの配布の宿題みたいな感じでやったと思うんですが、これって本来であればタブレットで家庭授業と行えると思うんですが、この辺はちょっと本来であればタブレットでやった方がいいなと思いますね。

それと簡単にあれなんです、インターネットのオンラインですね。家庭での授業。メリットとデメリットが結構あると思うんですが、簡単にというか、ちょっと説明だけさせてもらいます。

ICT教育においてオンラインで授業できることがより多くのメリットが生じています。修学時間を短縮できることばかりではなく情報通信について学びを日本政府も後押ししている。この技術を習得にはタブレットを導入することで更に有意義な授業が出来ると。文科省でもタブレットの導入を推進していたり、学校でのタブレットの効果としては、学校においてもタブレットを導入することで小・中の学校がデジタル化を応用して習得が出来ます。低学年の頃からインターネットを多用することで、大人になってもある程度出来ているというようなメリットもありますし、授業の短縮のロスですね。この辺もタブレットによって授業の短縮もできると。教材、教科書、後々ですが、タブレットだけで本当に教材もなしにタブレット1枚、それこそランドセルを背負わなくてもタブレット1個で授業ができる時代になって行きますよね。これなら結構良いメリットもあります。

ただ、教育長も先ほど言っていました課金とかのデメリットですね。これはセキュリティによって、あ

る程度阻止は出来ると思うのですが、その辺ぐらいだと思うんですね。あとは、子供同士のコミュニティですね。要はインターネット中傷、この辺も懸念される。例えばですけど、このほかにも良い面のメリット、それとデメリット、その他に教育長の方で何かあれば聞きたいなど。

それと、担当課の方に聞きたいのは、この度タブレットを導入しましたよね。2, 430万円でタブレット5年保証で、端末機が129台、ノートPC22台、あと60型のテレビ、この辺は導入されましたが5年保証ですよ。この5年保証というのはリサイクル。5年保証のリサイクル。

小学校であれば1年生から6年生までいって、中学校の課程までいきますよね。5年保証であれば、このリサイクルというのはどのようにになりますか。

例えば、ないとは思いますが、例えば5年後になったら返すのか、もしくは卒業生が小学校1年生におさがりってわけではないですが、回す。要は、卒業する前に2年保証、例えばですけど2年保証じゃなくて、子供等が2年でタブレットを使わなくなるというか、義務教育下で切り替わる場面がありますよね。この時のタブレットって後の3年間何も保証、保証はされているんですがリサイクルですね。例えば、お古みたいな感じで回すのか、その辺をちょっと担当課の方に伺いたいなど。教育長にはメリットとデメリットを、その辺をもし何かあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご質問いただき、ありがとうございます。

常日頃、校長会・教頭会で僕がお話させていただいているのは、いま藤山議員おっしゃるとおりですね、僕はメリットとデメリット並べた時にメリットの方が圧倒的に多いんだと。確かにSNSとかゲーム課金のそういう心配はあります。但し、それは大人がちゃんと子供に教えて教育していくことによって、ある程度防げますし、タブレットもそうやってSNSとかにインストールできないようになっていきますし、そういうデメリットよりも家庭に持ち帰って家庭学習するとか、そういうインターネットに触れるとか、そういうメリットの方がより大きいんだという風な事を常々校長会・教頭会でもお話をさせていただいているところです。

今の現況で言いますと、中学校はほぼ毎日持って帰っています。家で、先ほどご説明したんですけどeライブラリという学習アプリが入ってまして、それは小学校1年生から中学校3年生までのドリルが網羅されているんですね。それを小学校1年生でも中学校のドリルができちゃったりするんですよ。

ですから、学校に持って帰って来た時に、どこが苦手なのかというのもAIで指摘してくれて、先程おっしゃっていましたが個別最適な学び、一人一人どんな所が苦手あって、どんなところが長所があるのかというの、そういうので分かっていくわけです。

そういう持ち帰って家で勉強するということが、一番僕大事なことなんだろうと思っておりまして、デメリットを取り上げるのではなくて、メリットを伸ばして行きましょうという風なお話を常々させていただいているところです。

関連がありますので、リース後の話なんですけれども、今、備荒資金組合というところから、お金を借りて、買い取りで今やっております。大概その5年間くらいのメーカー保証と言うんですかね、ございませうけれども、我々として6年・7年ぐらい使っていきたいなと思っています。

今、当時買った時から生徒が大分減っておりますので、壊れたら次の空いているやつをお貸しするみたいな流れで、メンテナンスは残りの方はしないで、6年後・7年後に更新。タブレットがいいのか、クロームブックがいいのか、その時にまた検討したいと思いますけれども、更新します。その時に、更新する業者さんに今使っているiPadを全て引き取っていただいて、レアメタルとかそういうものを資源活用していただくという風な事を考えているところでございます。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

今の教育長がおっしゃった例えば5年保証であっても次の時には、例えば新しく入ってくる子供、今使っているやつが壊れていないからってということで、言葉悪いですけど、お古ってわけじゃないですけど、回すっていう考え方になるんですかね。5年保証は分かるんですね。機械もそんなに授業に対して、そん

なに更新というか新しいタブレットが良い、確かに新しい方がタブレットは1年2年でもタブレットでも結構進化はしていると思うんですね。知っていると思うんですが、現状としたら5年使った、保証後ですね、例えば1年生が入ってくる子供がタブレットを使う時というのは、ちょっと考えようによれば中学校3年生が使い終わったものを小学校1年生の人に回して、それからまた保証を5年なり6年7年という保証をリサイクルですね、タブレットのリサイクル、それって現状としてはおさがりみたいな感じで回していくということでもいいのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

おっしゃるとおりですね、中学校は中学校にお渡しして、小学校は小学校にタブレットをお渡しして、3年生が卒業したら、今度、3年生が使っていたものを1年生が使うと。小学校で言えば6年生が使って、終わったものは新1年生が使うという風な形で。

財政的に余裕があれば差し上げるとか、そういう風なことになるのかもしれませんが、今のところはまだそこまで考えておりませんで、そのタブレットの回しというか、3年使ったら1年生にとかという風なことで貸与という形で順繰り順繰り使っているという風な現状でございます。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

これからですね、高校も一応、寮が建ってなっていくますよね。小学校は小学校でタブレットはある程度使っていると。中学校は小学校の課程が終わったら一旦小学校にそのタブレットを返却して、中学校でまた新たにタブレットを使っていくと。今後の過程として流れですね、高校では高校でタブレットの導入はどうするかは、これからまた協議だと思うのですが、例えばですが、いま小学校1年生が最終的には福島商業に来られる子供がそのまま居るのであれば、小学校1年生から高校まで一体化ですね、1台で通して使っていける環境。要は、小学校6年生から中学校3年生、高校まで12年間ですね。

1台で、その子供が本当に全部通したうで、ほんとの自分の教材というかタブレット化、これが一番私は本来であればベストな形だと思うんですね。

要は、一旦、中学校に行ったらタブレットがまた新しくなったら、操作方法とかは今の子供等は分かると思うんですが、本当に要は1年生から高校までってわけじゃないですが、その辺まで一貫したタブレットの活用の考え方って教育長はどのように思われていますか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

確かに今そういう考え方もあるんでしょうけども、我々は今、6・3・3で12年間同じ機械を使うと、やはり我々もそうですけども、5年6年使うと古くなってしまふ、機能が落ちてしまふ。ひと昔前の機械を使うというような形になってしまいますので、より、5、6年、6、7年のペースで更新していったって、より新しい物をお子さんに使っていただくという方が僕はいいんじゃないかと思っていまして、例えば今、福島商業高校ではクロームブック、こっちの本当のクロームブック、ノートパソコンを貸与しようと思っておりますし、小学生はiPadの方が、やはり直感的に操作できるので分かりやすいんだと思うんです。

そういう発達段階に応じて、必要な機械もこれから変わってくるんじゃないのかなと思っていまして、今藤山議員おっしゃるようなご意見もございますんですけども、我々としては発達段階に応じた時々の最良の機器を貸与して教育を進めてまいりたい。そのように考えております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

5年保証で新しく、そのタブレットの活用法は分かりました。

その次に、災害時の場面。災害時の場面ってインターネットを活用した授業ですね。例えば暴風雨とか、この度の暴風雨で学校が休校に一旦なったんですが、その時の対応って本来であれば、せっかくタブレットきているのに今の現状としたらタブレット無しでドリルの配布的なもので行われたと思うんですね。

せっかくタブレットあるのに、タブレットの活用、家での学校との授業ですね。自宅に居ながら学校の先生とのやり取りは1回かはされたことってあるんですか。要は、練習段階でやっても、こういう風な時こそ一番やらなきゃならないことですよ。最大限に活用しなきゃならないのは災害時ですね。地震とかどうこうあった場合にタブレットを活用しながら授業をする。それは色んな意味で危険性があるから駄目だとは思いますが、本来であれば暴風雨とか学校には行けないけども自宅での授業というのは、学校に行けないだけで家に居るのであれば、タブレットの活用をある程度できると思うんですよ。

それと登校拒否と引きこもり。この部分、文部省の方でもこの辺の対応の仕方というのは全く載っていないんですね。福島で新たにこういう風な事を作るってわけじゃないですが、福島には何も問題は無いというような、少しはあるが、そんなには多少、問題は無いというような表現の仕方です。答弁書には書いてるんですが、何て言うんですかね、「生徒が授業を受けたくない」これは話しは論外ですね。どちらかというと先生がそれでも学校に来てくださいというような感じで授業を受ける。勉強をしたくないからって学校行かないという登校拒否のケースは、ちょっと考え辛いと思います。

その次の部分というか違う部分、「生徒間でのトラブル等」この辺ですよ。これであれば、タブレットを活用して授業できますよね。要は、生徒のコミュニケーション。今でいうコミュ障というやつですね。コミュニケーションが取れないというのであれば、学校の先生と生徒の信頼関係の下、インターネット授業が可能なことだと思うんですよ。この辺の対応、今後やっていかなきゃない。これって授業をしたくないから学校行きたくないというのは話は本当に論外なんだけど、人間間のコミュニケーションであれば先生と生徒の信頼関係の下、インターネットでの授業が可能だと思うのですが、その辺の考え方を教育長に伺いたいなと。

タブレットに対して子供等の反応というか、楽しいというのが一番、楽しく学べるというのが一番ベストな学校ですよ。その辺の子供等の考え方もあるんですが、タブレットの活用法、引きこもりでもそう、災害時の対応をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

災害時というより過去の実例で言いますと、令和2年2月から学校がコロナのために休業入りました。その時はまだ、そういう2月の3学期だったので春休みがすぐっていう事だったので対応は出来なかったんですけど、引き続き令和2年の4月から学校の休業があったんですね5月いっぱい。

その時はですね、先生方が今藤山議員おっしゃるように、授業をiPadで撮って、それを各子どもに配って、リアルタイムではなかったんですけど、そういうやり方で授業を配信して取り組んだんですね。

どこでもやっていない事だったので、今、もうこれだけZOOMとか色んな研修会で進化してくると、今はもうZOOMで授業風景をiPadで映して、ご家庭にWi-Fiがあれば、それを視聴できるということは今でも出来ます。今でも出来ますし、今でもやっております。

ですから、その災害時はなかなか電気が通っているとか色んな問題があるんでしょうけど、まさに学校に来れない、長期間来れない子はいないんですよ。今、福島町ではですね。たまに休む子はいるんですけども、そういうお子さんに対して希望すれば授業風景を後ろから撮って、映像でZOOMで配信するということは今でも出来ますし、各学校にZOOMの何時間でも使えるプロフェッショナルのIDも渡してありますので、そういう対応は今でもしているところでございます。

あと、タブレットの活用なんですけども、福島町では僕本当に渡島管内では活用している方だと思っていまして、プログラミング教室なんかもやっているんですけども、結構、児童生徒・保護者の皆さんには評価いただいているのではないかなという風な思いでおります。

そういう具体的なアンケートとかはしたことはないんですけども、評価の声としては、そういうお声を聞く機会が多くございまして、今後ともタブレットの有効活用についてICT支援員、あるいはアプリも含めて取り組んでまいりたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

あんまり学校行かないとか、登校拒否はあんまり深掘りはそんなにしたくはないんですが、子供等の生

徒、学校の授業がしたくないから学校行きたくないのか、もしくはコミュニケーションによるコミュ障によるもので学校へ、例えばですけど人と会うのが憂鬱だとか、例えばですけど昨日なんかあったから学校へ行きたくない、本当にコミュニケーションですね。これが不足して学校へ行きたくないのか、どっちなのか、その辺を軽くだけそんなに深掘りは僕はこの部分はあまりしたくないので、出来れば学校の授業がしたいのであればそれでいいんですけども、コミュニケーションの部分その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ちょっとタブレットから少し外れてきますけども、その不登校の要因は様々な要因があります。家庭の問題、教師との問題、生徒同士の問題、色々あると思うんです。経済的な理由もあるかもしれません。

なんですけれども、一人ひとりが色んな状況で学校に来れないという現実がありまして、例えば、今の福島町を見ても、一番多いのは家庭環境と僕は友人関係のトラブルなのだという風に思っていて、そこを学校が家庭訪問したり、お子さんと当事者と話し合ったり、何回も繰り返しておりまして、長期休業には至っていないんです。1週間に1回休んだり2回休んだり、なかにはたまに1週間ずっと休むことはあるんですけど、ずっとずっと何日も来ないということは今福島の子供はいないんです。

そういう状況のなかで、やはり色んなお子さん一人ひとりが色んな問題を抱えていて、それを我々がどうやって学校に来られる環境を作っていけるのかというのをですね、そのケース、ケースによって違いがあるんですけども、そこを来れる環境づくりに一生懸命取り組んで行きたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

文章、さっき教育長かけ離れているというのは共通して一緒のことを聞いているんです。ここの例えば、コミュニケーションの部分であるならばこそ、タブレットのZOOMの機能を使って、要は、例えばトラブルというのは色んな事情があるにしても授業が受けないという子供がいるのであれば、ただ学校には行きたくないという状況であればタブレットで出来ますよね。それこそタブレットの活用ですよここは。一番大事なところって授業が学びたくても、ただコミュニケーションによるものであれば、尚更タブレットを使って授業をするのが一番ベストだと思うんですよね。

要は、人間とのコミュニケーションは本当に難しいですよ。家庭なりの色んなこともあるにしても、こういう風な時代だからこそタブレットを使って、生徒と先生、学校も家もそうなんですけど、今で言ったら情報共有じゃないですけどインターネット社会において、今現在この現状で進んでるんですね。本当にインターネットがなきゃならない時代になっていっているのが現状だと思うんですよね。

後々考えていったら、いま色んな学校の教材のなかでも教科書とか教材どうこうというのは、後々本当にパソコンでも本のいらない時代。もしくは教材もどうこうというのは自分でその黒板を当てていったら、色んなものがパソコンで作れる時代というのが後々出来てきてきますよね。

もっと言ったら学校にカバンを、ランドセルを背負わない時代というのが後に訪れてくると思うんです。そういう面でタブレットは、それこそ教育執行方針で、一人ひとりに対して学ぶ、これというのはこの部分に当てはまってくるんですよね。今は本当にタブレットを活用して授業をするのが一番、本当に学校に行けない時はその辺は大事だと思うので、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

議員おっしゃるように、学びには色んな多様な学びがあって良いんだと思います。今のおっしゃるような不登校というか学校に来れないお子さんには、そういうZOOMでの対応、朝の挨拶とか、健康の確認とか今でもしているんです。それはしているんです。

授業もですね、してる部分もあります。全くしていないわけではありません。ですけども、僕はちょっと藤山議員とは考え方が違ってまして、学校はやはり人間関係を学ぶ場でもあると思います。タブレットだけだと塾と同じで、ただ単に学習の知識だけの詰め込みでいいのか、学校はそういうところではないと僕は思っています。人間関係だったり先輩とのやり取りだったり、同級生との仲間づくりだったり、そ

ういう学校としての大切な機能もあるわけで、ですから学校に来ないでインターネットの配信だけでこれから進むんだって、僕は決してそういう風には思いません。学校は学校で大事な教育機関であるという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

考え方が違うって僕言っているのは全体じゃないですよ。一人の、例えばこういう風な現状があった場合の対応だけです。要は、学校に来れない事情ある時に、こういう風な時にタブレットを使うと。

それ以外には何も最終的には全員がタブレットで授業するとか、僕はそこまでは望んでいません。引きこもったり学校に行けない子どもに対しての対応だけです。

何も色んな意味で見て行ったら、ここって全く書いていないですよ。要は、引きこもり生徒なり、学校に行かない生徒、この辺の対応の仕方が全く書いていないので、この辺というのは見捨てるといってどうこうという表現はあまりあれなんです、書いていないということは見捨てているような表現に僕は受け止められるんですね。

この辺ってやはり一人ひとりにきめ細かくというわけじゃないですが、この対応を本当に学校に行かない子どもの対応だけでも、もしよかったら対応してほしい。まあ何かあった場合ですね。全部が全部タブレットで行くというわけじゃなくて、ここの部分だけやってもらいたいと思うのですが、その辺をもう一度伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

何回も繰り返しになりますけども、ZOOMでのそういう取り組みもしておりますし、eライブラリというそういうドリルでの学習も提供しておりますし、担任の中にはプリントで提供したりという形で、そのお子さんに合った学びのスタイルを家庭と話し合っ学校は取り組んでおりますので、今後ともタブレットの活用も含めて、そういうきめ細やかな対応をしてみたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時01分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

最後になります。本当に学校で学ぶというのはインターネットも使うのが大事だと思うんですが、本当にコミュニケーションですね。子供等が生徒が楽しく学べるというのが一番ベストですね、本当に。

それでタブレットを使うことによって興味を示す。学校の授業の中の一部のツールとして活用していくような、タブレットを最大限できるように工夫して努力してお願いをして終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時02分）

（再開 11時15分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、中学校生徒のクラブ活動に関する送迎について、教育長に質問します。

中学校生徒のクラブ活動は、少子化により他町中学校生徒との合同練習をしていると聞いています。例えば、野球、バスケットボール、吹奏楽等のクラブ活動においては、その活動に参加するために、子供達の親が個々に、あるいは数人乗車させる交通手段を取っていると聞いています。

親として、子供に対して好きなクラブ活動をさせてあげたいと思う気持ちがあるとしても、一年を通じて最も日の長い忙しい時期などは送迎に対して負担に思っている親もおりますし、子供に対してクラブ活動の選択を我慢して貰っている状況もあると聞いています。

子供たちにとって、各校の生徒数の減少が進む四町における学校単位の団体競技、団体活動に対しても能力や技量を出せない事は、教育の不平等にも繋がるのではないかと考えます。

以上の事から、①当町として此の現状をどの様に捉えているのか。参加されている親との協議の場や送迎に対する要望は出されていないのか。②当町以外の子供たちの送迎に対する、他町の現状はどのようになっているのか。③各町とも少子化の中で団体競技は存続の危機にあると思います。また、指導する教員の負担軽減を考えた時、4町で民間クラブを創り、部活動のクラブ化を調整して行う事も将来的には必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上の事から、お考えを伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時18分）

（再開 11時18分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

小鹿議員のご質問にお答えいたします。

学校の教育活動は、文部科学省が定める学習指導要領に基づいた「教育課程」と、学校が計画する「教育課程外」で構成されています。

部活動は、登下校や休み時間などとともに「教育課程外」の活動に位置付けられておりますが、生きる力を育む観点から、学校の教育活動の一環として教育課程との関連を図るよう、学習指導要領に明記されており、学年を超えた人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶ大切な教育活動となっています。

1点目については、送迎に対する相談を受けたことはありますが、部活動が自発的・自主的に参加する教育課程外の活動であることから、これまで町内、町外いずれも保護者の引率を原則お願いしてきたところです。中学校へは年度初めに保護者会を開催するなど、部活動の活動方針について、共通理解が図られるよう助言しております。

一方、部活動は大切な教育活動であることから、上位大会のある渡島大会、全道大会、全国大会の出場に対して、公用車での送迎や旅費等の補助を行い、生徒の意欲向上に努めてまいりました。

2点目については、渡島西部の3町を調査したところ、いずれも同じような対応をとっており、当町においても日常の練習については、これまで通り原則保護者の対応をお願いしたいと考えております。

3点目については、スポーツ庁の有識者会議が部活動の在り方について提言をまとめたとの報道がありました。休日の運営主体を学校から地域の団体や企業に移行するという趣旨ですが、具体的な内容は現在のところ示されておられません。

指導者や施設が充実している都市部と、人材・施設が十分ではない地域との格差拡大が心配されており、受皿団体の確保が難しい場合は、これまでのように学校主体の運営を続ける選択肢も想定されています。

また、外部指導者の報酬や保険など新たな費用が発生し、保護者の負担増が懸念されており、公的な財

源の確保も課題となります。

部活動の在り方と教員の時間外労働はこれまでも長く議論されてきた問題であり、人材や財源の確保に大きな課題があることから、国や北海道の動向を注視し、近隣町との連携を深め対応してまいります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

町長にお聞きします。

木古内では中学校の部活動の遠征の時に、例えば木古内から知内町の野球の合同練習の時、町の車を…聞こえづらいですか。

○議長（溝部幸基）

教育長？

○8番（小鹿昭義）

町長です。

○議長（溝部幸基）

内容で。

続けてください。

○8番（小鹿昭義）

木古内では中学校の部活動の遠征の時に、例えば木古内から知内町の野球の合同練習の時、町の車を貸出していると聞いています。福島町では車の貸し出しは可能なのでしょうか。

○町長（鳴海清春）

これまでも町のバスについては大会などに活用している経緯がございますので、我々としては、教育委員会の方で学校と協議しながら、要請があればそういったものの貸し出しについては、ある程度子どもの教育を優先したなかでやって行きたい。そのようには思っています。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

教育長も合同練習に見に行っていますよね。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時23分）

（再開 11時23分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

福島町でやっている時には見に行きました。ほかの他町の生徒と一緒に来てグラウンドで練習しているのは何回か拝見したことがあります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

教育長は知内の合同練習は見ているということですか。

ということは、送迎している方が練習時間までどういう風になっているかという事も分からないということよろしいですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

保護者の方がどうされているかということですか。

（「はい」という声あり）

それは、たぶん待たれているんだろうなという想像しかできない。実際、拝見していないので、実際、四六時中見ているわけではないので、どうされているかは分かりません。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

教育長も1回知内の合同練習を見に行ってきた方がいいと思いますよ。

福島中学校の部活動では、監督のほかに顧問とか部長とかいるんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

監督というか、先生、主担当のほかに副担当、必ず複数体制で配置していると思います。配置しております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

そういう監督とか、そういう2人いるんだったら交互に、町で車出しているんだったらそういう方々に運転をお願いしてみてもいいかなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

先ほど答弁させていただいたとおり、部活動は全員が参加するわけではなくて、やりたい子が参加して、教育課程外の活動なんです。それで、今までもそうなんですけども原則は保護者の方をお願いしてまいりました。小鹿議員のおっしゃることも分かるんですけども、事故の対応をどうするとか、それは保護者についても同じことではあるんですけども、その辺がまだきちっと整備されていないので、公用車をお貸ししても、町の保険が出ればいいんですけども最悪の事も想定されますので、我々としては教育課程外の、ましてや土日は時間外というか、土日はやりなさいということは言っていないので、そこはあくまでも自発的に自主的に参加する部活動であるということ、ご理解願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

父兄から聞いている範囲では、1・2年生の送迎に関しては、迎えに行き、また帰ってきて、また終わると迎えに行き、また帰ってくるということを聞いています。

3年生の練習の時は、送迎している方が練習が終わるまで待っているそうなんです。1・2年の時は、半端でなく費用が掛かると思うんですけど、そういうやつは町とかで援助してやるということは出来ないんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

部活については先程言いましたとおり、学校である程度習うものと、学校外というか校外というか、そういったなかで我々も自分もそうでしたけども部活をやって、色々と親に迷惑を掛けたり色々することはあります。

ただ、そのところについてはですね、一定程度やはり親の負担なり、そういったものは私は当然子供の、子供を欲するものに対して親もそこに行っていきたいということをするわけでありますので、それは望んでいると思うんですね。

ただ、今確かに部活自体も子供が減ってきて町内で完結できる時代ではなくなって、野球だったら松前と合同でやるとか色々な形がこれからあるのだと思いますので、その辺については単町でどうこうという

よりは、広い、お互いに多分どこの学校もそういう悩みがあるのだという風に思っていますので、そういったものの需要が本当に必要とされるのであれば、町としてしっかり支えてあげるということも1つの方法としてはあるんだと思います。

ただ、原則は、やはり自分の子供の事に関しては親がある程度、本来的に負担するというのが基本でありますので、これが教育であれば、本当の学校内の教育なりそういったことであれば別でしょうけども、ある程度それ以外については、自分が好きで行くこと、やらない子もいるわけですからね、全体が全部やっているのであれば、町として一元的にということもあるでしょうけど、そこに濃淡があるわけですね。文化部もあれば運動部もある、全くやらない人もいます。そこの中をどう応援するかということになると、また色んな意見が町民のなかにもあるんだと思いますので、そのところについては皆さんが納得できるようなものが揃うのであれば、町として支援することは問題ないのかなと思っています。

ただ、今まだそこまでは環境が整っていないのではないのかなと。今、教育委員会の話を聞くとね。そういったことで、ある程度、保護者会からなりそういったことから声として上がってくるようであれば、我々としても少し前向きな考えをしなければならないと思いますけど、今のところはまだそこまで、一定の今のを聞くとですね、ある部のところから負担がちょっと大きいのでという声でしか聞こえてこないように感じておりますので、そのところについてはちょっとまた教育委員会でも現場の声を聞いていると思いますので、そういったものを私の方でまた整理しながら対応して行きたい。その様に思っております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

送迎とは関係ないのですが、福島中学校の部活の監督は、野球なら野球、陸上なら陸上の経験のある方が監督をやっているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

陸上の先生は、ずっと高校と大学と陸上の選手です。野球は、詳細に把握していませんけども、経験はないんだと思います。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

それじゃあ反対に生徒が可哀想です。生徒が質問した時に、監督が何も答えられなかったら生徒が可哀想ですよ、教育長。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ですけれども、学校の現場のなかで、野球の監督の経験があるとか競技の経験がある方を呼んでくることは、なかなか中学校は尚更教科の関係もあって難しいと思います。

彼等も、教員というのは残業代というのが無いんですよね。土日ボランティアでやっているんです。4時45分以降は全てボランティアでやっているわけです。そういったなかで我々も先生方をお願いして、「大事な教育活動だからやってね」と、それが今スポーツ庁でも問題になっている「教員の長時間労働」に結び付いている問題であるわけです。ですから、先生方も善意でやってくれているということは、是非ご理解いただきたいということと、あと専門の先生をなかなか人事配置で来ていただくということは難しいということも、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長に一般質問をさせていただきます。

質問事項は、「水田交付金の条件厳格化に伴う当町の対応と過疎地域持続的発展市町村計画に対する今

後の方向性」についてです。

水田交付金の条件厳格化により当町としては千軒地区と三岳地区で各1軒という質問でしたけれども、答弁書の方で千軒地区2件、三岳地区1件ということで、よく調べないで質問させていただきましたことをお詫びいたします。

農業生産者が影響を受けていると聞いております。今後、5年間コメを作らない農地が主食用米からの転作を促す「水田活用の直接支払い交付金」の対象外となる事を受け、交付金を経営の一助としている転作農家の方々には改めてコメ作りを行う事に対して戸惑いもあると思います。

当町として今後5年以内に生産者とどのような話し合いを持って協議し指導して行くのか伺いたいと思います。

また、当町の農業は気候的に恵まれているものの、地形的条件は、決して良いとは言えず、更に農耕地は狭隘で高齢化と後継者不足によって経営規模も厳しく、生産体制の弱体化やその作業は厳しいものと感じております。

今後、農産業を底上げするために農業組合の方々と耕作放棄地を含め、その有効利活用、更に担い手確保などに対して当町の対応がより一層求められる5年間になると思いますが、過疎地域持続的発展市町村計画に対する今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時35分）

（再開 11時35分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

政府は令和4年度から、主食用からの転作を促すために生産者に支払ってきた「水田活用の直接支払交付金」の交付対象を厳格化することとしております。

その内容は、令和4年度から8年度に一度も水張りが行われない水田は、令和9年度以降から交付金の対象としない。また、既に畑作物の生産が定着している農地は畑地化することを促すことなどとなっております。

当町の水稲農家の現状についてですが、これまで国の生産数量目標に基づき割当された作付面積を忠実に守っており、減反による転作又は水張りにも協力してきたところであります。なお、現在、交付金の対象となっている生産者は、千軒地区2名と三岳地区1名の3名で、すべてそばを作付けしております。

まず、1点目の「今後5年以内に生産者とどのような話し合いを持って協議・指導して行くのか」のご質問についてですが、現在、北海道において、「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する関係機関連絡会議」により、各自治体から見直しに向けた課題を集約しているところであり、オール北海道の取組みとして現場の課題を検証・整理しております。

町では、道の連絡会議における方向性が示された段階において、水稲農家の皆様と連携を図り対策を講じてまいります。

なお、状況に応じては、今後、営農計画を見直すことも必要となることから、早い段階から農業委員会及び地域農業再生協議会を通じて、情報の共有を図ってまいります。

2点目の「過疎地域持続的発展市町村計画に対する今後の方向性」に関するご質問ですが、当町のまちづくりの柱は、最上位計画である総合計画が指針となるものであり、過疎地域持続的発展市町村計画等の個別計画は、過疎債などの特例措置を活用する場合に必要な特定の分野に関する具体の計画で、総合計画に基づいております。

ご質問の耕作放棄地の有効活用や担い手の確保等の対策については、今後予定している第6次福島町総合計画の策定過程において、引き続き計画に位置付けて対応してまいりたいと考えており、過疎地域持続

的發展市町村計画については、総合計画と整合性を図り必要に応じて変更を加えてまいります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時38分）

（再開 11時38分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

何点か確認と再質問をさせていただきます。

答弁の5ページの方に、「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する関係機関連絡会議」により、各自治体から見直しに向けた課題を集約しているそうでございますけれども、その中でオール北海道の取り組みとして現場の課題を検証・整理していると述べられております。

当町としての現場の検証と整理についてお伺いしたいと思います。

どのような状況で、しっかり事実確認をされているのか。また、その確認のためにどのようにされたのか、どのようなものがあり、どのような対応をしていたのか。

それから、対象戸数が少ないとはいえ、道の連絡会議における方向性が合ってから、この対策を講じた場合、それでそのスピード感で良いのかというところをまずお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

現状の細かいところについては担当の課長から回答させていただきたいなと思ってございます。

ただ、この事項については制度に係わるものでありますので、単町で独自の対応をするということにはなかなかならないんだと思っていますし、北海道ひいては多分、国全体で農業者がどうこれによって問題点が発生するのか、どう不利益を被るかということが多分大事になるとと思っていますし、ほぼほぼ今の状況ですと、やはり一度畑作に転作して、さらに水稻に戻すとなると相当金額も掛かるし労力も掛かるというお話を聞いていますし、また、連作の関係だとかも色んな問題は出るんだと思っていますので、この制度を現行の制度に戻すにはかなり農業者の反対があるという風に私は現場から聞いておりますし、農業者と意見交換したなかでもそういった声を聞いてございますので、そこのところについては、私はやはり、きっちりと今回はですね、特に北海道は農業王国でありますので、北海道にきっちとその辺の前捌きをしていただいて、我々はその方向性が見えた段階で、しっかりスピード感を持って対応していくのがベストではないのかな。

特に、うちは今、資料にもありますとおり3人という形のなかで、対象の方が少ない状況にありますので、そんなに仰々しく何かをするということにはならないんだと思いますので、我々としては一定の方向性が出た段階で、きっちと対策を講じることで十分ではないのかなという風に私は思っております。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

この水活交付金につきましては、国、道の説明会が4月に開催されたところでありまして、この内容について各参集団体からは多くの質疑・質問が寄せられたということで、そのQ&Aに対するAの部分が先般道の方から示されたところであります。

それで、中身的には7月中旬までには内容を取り纏めて最終の方向に持っていくという分は、道から伺っているところであります。町の指導なり動きになりますけど、当然、個別の農業者にもそうなんですけど、農業委員会の方で前段頭出しをさせてもらって、道のQ&Aなり制度が確定した段階にはきっちと説明をさせていただくという部分で整備させてもらっています。

それで、地域農業再生協議会の方にもコメの水稻作付農家が全て入っておりますので、その部分につい

でも開催して今後の対応をしてまいりたいなど。

答弁書にもありますとおり、千軒と三岳の方で各生産者がおられますので、その部分には、より個別対応もしていきたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

私自身も質問して、そんなに直接支払交付金の影響を当町はそんなに受けないのかなと思いつつも、質問させていただいたわけなんですけれども、この水田をやはり水田に戻すという事自体が、実際にいただいている方もいるわけで、どの程度影響力があるのかということと、また将来的にですね、この水田を畑作農家の方々がどうしたいのか、それから、新規で農業を担っていく若い方々を、ちょっと減速させる考え方になってしまうんじゃないのかなと。小さいながらも影響は大きいんじゃないのかなというモノの考え方で、ちょっと質問させていただいたわけなんですけれども、そこら辺どの様に考えておられますか。新規の就業者の担い手不足ということ、確保ということも踏まえてお聞かせ願えればと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島町の基幹産業は水産がメインでありまして、農業についてはなかなか厳しいという状況であります。そういったなかで、私、企画担当した時に制度を作らせていただきました担い手の関係。

それで、農業者については相当、漁業者から比べると手厚い支援をさせていただいた。それは取りも直さず、やはりこの福島で農業をやって行くということは難しいんだということの位置付けでも私はあるんじゃないのかなという思いで、制度設計をさせていただきました。

そういったなかにあっても、今はその制度を活用して3名の方が後継者としてやられてございます。それは当然、水稻もありますし、また椎茸の関係で、今ある程度事業をやられている方がありますので、そういった後継者の方だったり、また新たに都会から戻ってきて農業に取り組むという方がおります。

ただ、やはり我々としては、この厳しい福島のなかにあっても、やはり福島で農業をやって行きたいという志なり想いのある方々にですね、しっかりこの土地に根差した農業をしていただきたい。

それで、やはり今一番、我々農業政策をやって行くなかで難しいのは、やはり農協が色んな経緯のなかで一時事業体をできない体制になっています。今はほとんど購買と言いますか、肥料を扱う形で農協さんについては町も人的支援をしてございますので、なかなか農協さんで本来的には、やはり何か振興策を打つ時は国の制度なり色んなものを持って行く時には、やはり農協さんが主体となって町から補助金をいただいて、代替事業をしながら皆さんに提供するというのが私基本ではないのかなと。

そこがですね、福島町の場合、今できにくい体質がありますので、私は出来ればですね、この若い人達が独自に農業法人なり色んなものを作って、そのなかで制度を活用できるような流れを作っていかなければ、なかなかこう今より規模を拡大するなり色々難しいのではないのかなと。

それで一度、前にも議会のなかで答弁させていただきましたけども、隣の町に良い例があって、やはりこれからは水稻だけではなかなか農業ずっとやって行くというのは難しいんだと思うんですよね。今の農業、政策、国の政策などを考えると、やはり畑作なりハウスを使いながら、所得を上げていくということをしなければ難しいんだと思いますので、当然、隣のニラという良い例がありますし、そういったものに新たに取っ掛かりするとか、いま椎茸もやっていますので、それを皆でやっていくとか、何かしらですね、この小さいなかでも特化したものを作っていかなければなかなか難しいんだと思いますので、そのところをもう一度我々もですね、しっかりまた農業者と話し、特に若い人達とも何度か私も話をしていますが、なかなか難しい、色んな当然設備投資なり色んなこともありますので、簡単ではありませんけれども折角そういった強い思いの方々がおりますので、そういった方々が独り立ちをきっちりできるようなものを、町としても総合計画なりそういったなかに織り込めるようなものを今後、第6次の総合計画の見直し時期に入りますので、そういったなかでまた1つでも2つでも政策を打っていけるような体制を整えていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

私の方から前段の1点目・2点目の分お答えしたいと思います。

当町にどれくらいの影響があるかという部分につきましては、作付面積で約2.5ヘクタールです。交付金の額につきましては85万程度、若干誤差はありますけど85万円ということになっております。

それで、農地につきましては千軒と三岳という部分でなっておりますけど、実は三岳地区の方の農地につきましては、水田の機能じゃなく、もう水田からあぜを取ってしまった基盤整備をしております。それで現状というのは水田に復旧できないような農地となっており、ここの部分については所有者というか生産者と十分により協議して行かなければならないなど。

千軒地区につきましては、水田機能を有しておりますので、生産者と今後水稻つけるのかという部分は、また協議して行かなければならないという分で考えております。以上です。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ありがとうございます。これも今までの畑を水田にするという事自体が厳しいな。水稻の場合は保水ですし、畑の場合は排水というのがメインになってくるんでしょうけども、そのなかで前段の方は、よく町長の考えも入って分かりましたけれども、今、第5次総合計画で、今後は第6次という風になってきます。

それで、この過疎の話し合いも令和3年度から令和7年度までのなかで農業振興ということで今まで話してきたんですけども、一番肝心なのは、同じ内容をそのままの状態第6次に引き継ぐというのは、この状況の中で果たして町長の言われているどうしようもないというか、農業をやられている方はそれなりになんか努力しながら持っている最大の力を出しながら、そして、この3名なら3名の若い方々のやる気が失われないような、施策を持ちながら第5次はやってきていると思うんです。

けれども、その5次の検証しながら6次の方に持っていかなきゃなんないという事を考えた時に、5次の検証はどこでするんだ。今現在でも分かっている状況のなかで何が5次で悪くて、今後6次に対してはどういう方向性で進むかという事を検討されているのかどうなのか。検討するにしても、じゃあ今までの令和3年度から始まったばかりのもの、でも、総合計画の4次でも似たような文書になっておりますよね。という事は進化していかなければならない計画のなかであって、常に同じ文言であるならば、これはやはり水田活用の直接支払金という国の一種の、言葉悪いですけど切り捨てかた、こういうものの機会にですね、もう一回農業の根幹である考え方を当町として、当町の与えられている条件のなかで考えていかなければならないのではと私は思うんです。

ですから、第5次の検証をして第6次にどう繋げて行くか、これはやはり十分農業組合の方々と話ししてみますとは言っても、今までもずっと話ししてきているわけです。だけどどうするんだということですよ。同じ計画を未来へも続けていくのか、一方では生産者は高齢化になって、だんだん耕作放棄地が増えてくる可能性もあるわけですから、その考え方についてまずお聞きしたい。

それから時間もあれなんですけど、最後に町長の福島町の農業の「こうあるべきだ」という現実離れしてもいいですから、私はこういう風に農業を考えて行きたい、そして、こういう風に進めて行きたいみたいなその辺のスタイル持っていच्छやるんでしたら、お考えをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

当町の農業については、かなり厳しい状況にあるんだと。私はただですね、産業にあつては自ら行こうとか、そういったものの必要性もあるんだという風に思っています。

私が就任して、やはり農業が水産に比べてなかなか振興策を打てない状況のなかで営農モデルというものを作らせていただいて、こういったモデルに沿えば、ある程度の生産は出来るという範を示したんですね。ただ、それに乗ってくるのはやはり農業者でありますので、そのところを手取り足取り我々が全てやるということにはなかなかないんだと思っていますので、やはり農業者自らですね、しっかりここで農業で食っていくんだという思いがあれば、当然それに対してどう所得を上げていくんだという事が問われるんだと思っていますので、私はこの福島の特徴として耕地が少ないわけありますので、当然、ハウスなりそういったものをですね、そこから例えばハウス1棟から60万の所得を上げるとか、そういう

ことをして行かなければ、なかなか私は出来ないのではないのかなと。それで、それを個々にやっていったんでは、多分市場で勝負出来ないと思うんですね。そうすると、私はある程度3人・10人固まってですね農業法人を作って、そここのところに自ら農業をする。また、都会からそういう方々を呼ぶとか、そういう事をして行かなければ私は先行きが見通せないと思うんですね。

昔のように今まで一人ひとりが、この狭い当地でやって行くというのは僕はちょっと無理があるのではないのかなという風に思っていますので、出来れば私は今の若い後継者として頑張っている人方に、常にそういう声は出しているんですけども、ただ、それは立ち上がってもらわないことには我々も応援は出来ませんので、私としては将来福島でやって行くには、やはりハウス栽培と言いますか農業ですか、そういったものをやって行くことが最善ではないのかなと。

そしてまた、私、実際、役場離れて3年間ニラの選別所行ってきましたが、それで少し学んできましたけども、知内はですね、どちらかというと福島を待っているんですね。やはり、知内もいくらニラがブランド化していてもそんなに広がっていないんです。もうある程度広がるだけ広がっているんですね。だからもう少し増やしたいんですね。今は多分14億ぐらいですかね、生産額としてね。だから、そこを大体行き来して、もうマックス状態なんですね。それで木古内と知内で合わせて、じゃあ福島もやってくれるのであれば、その分は拾いますよという言い方はいただいた事があるんですね。

ただ、なかなかそこには農協に入って行かなきゃないとか色々な出資だとか、色んな条件がありますので簡単ではないでしょうけども、ただそういった例もありますのでね、出来れば福島で新たなものを立ち上げることも大切かもしれません。今の椎茸、横綱椎茸がブランド化されていますので、それを拵げて行くというのもいいのかもしれないし、そこはまた農業者自らがですね、まずこの福島の適地として何を選ぶか。そして、まず自分達が立ち上がるということを意思表示していただかないと、我々もなかなか応援しづらいというのがありますので、やはりそここのところを我々もしっかりと後押しするということを言い続けて、この後継者を事業として使った方々にですね、しっかり福島で農業を営んで生計を立てていきたい。そのようなものをですね、これからも引き続きちゃんと支援をして行きたいなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時58分）

（再開 12時57分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第2号 令和3年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第6 報告第2号 令和3年度福島町一般会計繰越明許費の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の85ページをお開き願います。

報告第2号 令和3年度福島町一般会計繰越明許費の報告について。

令和3年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

令和4年6月20日提出、福島町長。

次のページをご覧ください。

それでは、繰越明許費に係る繰越計算書を調整いたしましたので、ご報告いたします。

令和３年度から令和４年度に繰り越した９事業で、３月会議および３月第２回会議において繰越事業としたものであります。

まず、２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費、事業名が社会保障・税番号制度システム整備事業で、翌年度繰越額２７１万２千円で、財源内訳は国道支出金２５９万６千円、一般財源が１１万６千円となっております。これは、マイナンバーカード保有者の転出入ワンストップ化に向けたシステム改修に係る繰越明許費となっております。

次に、３款民生費、１項社会福祉費、事業名が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、翌年度繰越額が４，１１１万８，６１８円で、その下、２項児童福祉費、事業名が子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業で１００万円。

同じく、児童福祉費、事業名が子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）支給事業で９０万円、これら３つの事業については新型コロナウイルス感染症に伴う非課税世帯や子育て世帯への支援のための１０万円給付事業について、令和３年度中に支給が完了しなかった分について、引き続き令和４年度も事業実施するため、翌年度に繰越するものでございます。財源については、全て国道支出金となっております。

次に、６款農林水産業費、３項水産業費、事業名が種苗生産等施設整備事業で、翌年度繰越額が１，９００万円は国の令和３年度補正予算計上に合わせ、種苗生産施設実施設計について繰越事業として令和４年度に事業実施するための繰越明許費となります。財源内訳は、２分の１の９５０万円が国道支出金、残りの２分の１が地方債となっております。

次の、７款商工費、１項商工費の福島町元気プロジェクト事業、繰越額１，２００万円はGo to エラベル事業などの観光協会への補助金で、ゴールデンウィークからスタートした岩部クルーズに合わせ事業展開しております。なお、この事業については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業となっており、財源内訳として国道支出金が８００万円、一般財源が４００万円となっております。

次の、８款土木費、２項道路橋梁費、事業名が橋梁維持事業で、繰越額が１２８万７千円は塩釜地区の釜谷川に架かる人道橋の補修工事が、今年の大雪により施工困難となったための繰越となります。

次の、５項住宅費、事業名が定住向け町有住宅整備事業で、金額が３７４万円は新栄町地区の定住向け町有住宅整備事業において、外構工事がこちらも大雪の影響により施工困難となったため繰越となっております。なお、いずれの事業も５月末までに施工完了しております。

次に、１０款教育費、１項教育総務費の高校魅力化推進事業で、金額３億８，１２０万円は青少年交流センター整備事業に係る繰越となります。財源内訳は国道支出金が１億６，１９５万７千円、地方債２億６３０万円、一般財源が１，２９４万３千円となっております。

最後に合計欄で、翌年度繰越額が４億６，２９５万７，６１８円、財源内訳として国道支出金が２億２，５０７万１，６１８円、地方債が２億１，８６０万５千円、一般財源が１，９２８万１千円となっております。

以上、９事業を令和３年度から令和４年度に繰越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

◎議案第１４号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第７ 議案第１４号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の１ページをお開き願います。

議案第１４号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月２０日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の１ページをお開き願います。

１の提案の理由ですが、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和４年３月３１日に公布されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２４条の規定に基づく過疎地域の課税免除。不均一課税を定める条例中で引用されている租税特別措置法・同法施行令の規定について項ずれ等が生じているため、当該条例を改正しようとするものであります。

２の改正の内容ですが、租税特別措置法第１２条及び第４５条にそれぞれ項が新設されたことにより、各条の第２項以下の項が１項ずつ繰り下がっております。また、租税特別措置法施行令第２８条の９第１０項におかれていた「資本金の額等」の略称規定が同条中の別の箇所に移動しておりますので、それぞれ引用する規定を改めるものであります。

なお、租税特別措置法・同法施行令の引用を改める改正は、条例の実質的な内容を変更する改正ではございませんので、遡及適用や経過措置等を定める必要は無いものとなります。

３の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行します。

なお、議案の１ページから２ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご審議の参考に願います。

以上で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第１４号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第14号は可決いたしました。

◎議案第15号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第15号 介護保険条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の3ページをお開きください。

議案第15号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例。

福島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月20日提出、福島町長。

内容についてご説明いたしますので、説明資料の2ページをお開きください。

1、提案の理由。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置が行われているところですが、令和4年3月14日付で厚生労働省より通知があり、令和4年度においても、国費による財政支援が継続されることが示されました。このため、福島町介護保険条例の一部を改正し、引き続き令和4年度において減免しようとするものであります。

2、改正の内容。

対象となる納期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に変更するものであります。

3、施行期日。

公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用することといたします。

なお、議案の3ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第15号 福島町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第15号は可決いたしました。

◎議案第16号 第5次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第16号 第5次総合計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第16号 第5次福島町総合計画の変更について。

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年6月20日提出、福島町長。

第5次福島町総合計画（令和4年度6月改訂版）。

後期実施計画でございます。

議案の次のページ6ページから13ページまでにつきましては、後期実施計画の変更前・変更後の新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2、説明資料の3ページをお開きください。

議案第16号関係。

第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

令和3年度福島町議会定例会3月会議において議決された本計画については、今般の新型コロナウイルス感染症対応等により令和4年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものであります。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画について、事業件数165件、事業費総額が63億9,410万円となっているものに、新規事業5件の追加に係る事業費が6,340万円を増額、変更の生じた7事業に係る事業費を7,860万円増額し、総事業費を65億3,610万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳につきましては、国・道支出金が7,910万円の増額、地方債が450万円の増額、一般財源が5,840万円の増額となるものでございます。

（1）総事業費等の変更につきましては、ただいまの説明を表にしたものでございますので、ご確認願えればと思います。

次のページをお願いいたします。

（2）変更区分の概要について。

それぞれ変更理由の区分ごとに整理した内容となっておりますので、ご確認願います。

続いて、次のページをお願いいたします。

（3）施策体系別の変更について。

こちらにつきましても、施策体系別に基本方向の項目毎に整理した内容となっておりますので、ご確認願います。

続いて、次のページをお願いいたします。

（4）事業費等に変更が生じた事業について。

事業名が、水産加工業支援事業でございます。

変更の内容につきましては、当町の基幹産業である水産業・水産加工業者7社に対し、原油価格・物価高騰に係る支援のため、事業費を追加するものでございます。令和4年事業費が1,200万円の追加と

なるものでございます。こちらは新型コロナウイルス感染対策事業として臨時交付金を活用するものでございます。

次の段の、事業名が地域経済消費拡大活性化事業でございます。

変更の内容につきましては、プレミアム率のアップに伴う事業費の増額でございまして、これまでプレミアム商品券プレミアム率を30パーセントとしておりましたけども、こちらを50パーセントにアップして事業を展開したいという内容でございます。これによって令和4年度の事業費が600万円増額になるものでございまして、こちらは既に5月会議で補正をいただいているものでございます。こちらが新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時交付金を活用してまいります。

次の事業でございます。

事業名が、地域経済緊急支援事業でございます。

内容につきましては、原油価格・物価高騰に係る支援のため、地域商品券を発行する事業費を追加するものでございます。地域商品券につきましては、1人1万円、全町民が対象となるものでございます。令和4年度事業費が3,840万円の追加となりまして、こちらが5月会議で補正をしたものでございます。こちらが新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時交付金の対応となるものでございます。

続いて一番下段の、事業名が福島町元気プロジェクト事業でございます。

変更の内容につきましては、事業実施内容の見直しによる事業を追加したものでございまして、あわびフードフェスタ、仮称でございますけれども、あわびフードフェスタの開催、それと町長の挨拶にもございましたけれども花火大会の開催経費を追加する内容となっております。こちらが新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時交付金を活用して参るという風に考えてございまして、臨時交付金の充当につきましては、あわびフードフェスタを対象としているものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の、事業名が高齢者等生活支援事業でございます。

変更の内容につきましては、低所得の高齢者等の世帯に対し、原油価格・物価高騰に係る支援のため、事業費の追加をするものでございます。こちらが対象世帯に1世帯あたり2万円、570世帯を予定してございます。これによって令和4年度の事業費が1,170万円の追加となるものでございます。こちらが新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時交付金の活用を見込んでございます。

次の段、事業名が妊婦さん支援給付事業。

変更の内容につきましては、こちらにつきましては既に当初予算で予算計上してございまして、新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時交付金を充たしたいということで、財源の繰替えになるものでございます。

一番下段の、事業名が空家対策支援事業でございます。

変更の内容につきましては、事業費の増額による変更でございまして、危険家屋応急措置委託料等の追加でございます。これによって令和4年度の事業費が350万円増額となります。こちらにつきましても、既に4月会議で補正したものでございます。

変更が生じた事業につきましては、トータルで7,860万円、総事業費が増えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(5) 新規に登載となった事業について。

新規に登載となった事業につきましては、このあと事業内容について、政策等調書・総合計画事業進捗管理表で担当課長から説明をいたします。

このたびの総合計画の変更に伴う総合計画審議会につきましては、書面により開催してございます。

ただいま説明した変更の内容および新規事業について承認を得ているところでございますので、申し添えるものでございます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

千軒そば生産体制への継続支援事業、農水産業原油等高騰対策支援事業（12から15ページ）について。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、産業課所管の事業内容を説明いたしますので、説明資料の１２ページをお願いします。

事業計画名、千軒そば生産体制への継続支援事業でございます。

現状の認識は、施設等の倒壊により収穫作業及び収穫後の作業ならびに保管等に支障をきたすことが明らかであります。政策等の発生源につきましては、対象は千軒そば生産会で、被害施設等の再整備し、継続的な生産を行う。意図は、施設等整備を行うことにより、千軒そばブランドの持続的な生産の維持を図るものでございます。

事業計画は、Ｒ４年度にＰＨハウス設置１、５００万円、コンバイン等の農機具等で１、７００万円となっております。財源につきましては、計画額３、２００万円のすべてが一般財源であります。

なお、今後、北海道に対し道補助金の交付申請を行うこととなっております。

１４ページをお願いします。

事業計画名、農水産業原油等高騰対策支援事業でございます。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、魚価及び作物価格の低下による収入減少や原油価格・物価高騰による事業経費の負担増など、厳しい経営を強いられている一次産業の経営維持のため支援する必要があります。

政策等の発生源につきましては、対象は町内で農水産業を営む事業者で、漁協組合員および農協組合員であります。意図は、魚価及び作物価格の低下による収入減少や原油価格・物価高騰による事業経費の負担増を補うことで、経営維持を図るものでございます。

事業計画は、町内に住所を有し、農水産業を営む漁協・農協組合員に支援金を交付します。

（１）漁協組合員は、正組合員１４７人に対し５万円、准組合員７人に対し２万５千円を。

（２）農協組合員は、２５人に対し５万円の支援金を交付するものでございます。

財源につきましては、計画額８８０万円で、国庫支出金７２０万円、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっており、残り１６０万円は一般財源であります。

以上で、産業課所管の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

介護サービス事業者原油等高騰対策支援事業（１６、１７ページ）について。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは１６ページをお開きください。

福祉課所管分です。

事業計画名は介護サービス事業者原油等高騰対策支援事業であります。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染症の拡大や燃料費等の高騰により、町内介護サービス事業者の負担が増加しています。支援金を交付することで、当該事業者の経営安定化を図り、利用者が安心してサービスを利用することができます。

政策等の発生源として、対象は、町内介護サービス事業者。意図は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても安定したサービスを提供ができるものであります。事業主体は町になります。

事業計画は、支援金の定額補助で①居宅サービス事業者は１事業者あたり３０万円で、２事業者が対象であります。②施設サービス事業者は１事業者で２５０万円。

事業年度は令和４年度で計画額は３１０万円、財源は国庫支出金２４０万円、一般財源７０万円を見込んでおります。

以上で、福祉課所管の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

月崎地区デジタル混信対策事業（１８、１９ページ）について。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、事業計画名が月崎地区デジタル混信対策事業でございます。

現状の認識でございますけれども、月崎地区において、デジタル混信に起因するテレビ放送の難視聴が

発生しているため、有線共聴施設の整備により早急に難視聴地区の解消を図る必要があります。

政策等の発生源、対象は月崎地区の住民でございます。意図としましては、施設整備により難視聴が解消され、安定的なテレビ視聴が行われるものでございます。

中段の事業計画でございますけれども、令和４年度に受信アンテナを新設、それから光ケーブルを敷設しまして、共架柱の改修等を実施するものでございます。

令和４年度の事業費が９２０万円、財源内訳につきましては、国庫支出金４６０万円、地方債が４５０万円、一般財源が１０万円となっております。

なお、こちらの事業費につきましては、４月会議で補正をいただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

スポーツイベント感染予防対策事業（２０、２１ページ）について。

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

教育委員会所管の事業についてご説明いたしますので、２０ページをお開き願います。

事業計画名、スポーツイベント感染予防対策事業。

現状の認識は、町内の一大スポーツイベントである南北海道駅伝競走大会が２年連続で中止となっており、町内外のランナーから開催に向けた多くの要望が上がっています。また、今年度当町で開催される全国中学校相撲選手権大会に全国各地から選手が来町されるため、両大会の十分な感染予防対策を図る必要があります。

政策等の発生源で、対象は、町内外の参加者。意図は、主催者としては感染予防対策を徹底する必要があります。

事業計画は、駅伝の自動計測システム一式導入のほか、抗原検査キット、非接触型自動検温器、感染予防対策消耗品等の購入でございます。

計画額は、令和４年度１、０３０万円で、財源内訳は国庫支出金、地方創生臨時交付金で８２０万円、一般財源で２１０万円を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第１６号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第16号は可決いたしました。

◎議案第17号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第17号 北海道市町村総合事務組合規約の変更を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の15ページをお開き願います。

議案第17号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和4年6月20日提出、福島町長。

内容についてご説明いたしますので、No.2説明資料の22ページをお開き願います。

1、提案の理由について。

北海道市町村総合事務組合を構成する団体に、新たに上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものでございます。

2、変更内容。

別表第1及び別表第2へ上川中部福祉事務組合を加えるものでございます。

3、施行期日。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行いたします。

新旧対照表は、ご覧のとおりとなっております。

以上で、議案第17号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の提案内容について説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第17号は可決いたしました。

◎議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の17ページをお開き願います。

議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月20日提出、福島町長。

内容については、No.2説明資料の24ページをお開き願います。

1、提案の理由。

北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体に、新たに上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更しようとするものでございます。

2、変更内容。

別表（2）に上川中部福祉事務組合を加えるものであります。

3、施行期日。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行いたします。

新旧対照表は、下記のとおりとなっております。

以上で、議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の提案内容について説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第18号は可決いたしました。

◎議案第19号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第19号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の19ページをお開き願います。

議案第19号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和4年6月20日提出、福島町長。

内容については、No.2説明資料の25ページをお開き願います。

1、提案の理由。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する団体に、新たに上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更しようとするものでございます。

2、変更内容。

別表第1に上川中部福祉事務組合を加えるものでございます。

3、施行期日。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行いたします。

新旧対照表については、下記のとおりとなっております。

以上で、議案第19号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の提案内容について説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第19号は可決いたしました。

◎議案第20号 町道の路線認定について

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第20号 町道の路線認定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の21ページをお開き願います。

議案第20号 町道の路線認定について。

道路法第8条の規定に基づき、町道路線の認定をしようとする。

令和4年6月20日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、説明資料の26ページをお開きください。

1、認定する町道路線について。

令和4年度施行の定住促進住宅造成工事に伴う新規路線のため、下記のとおり認定するものです。

路線番号253。路線名、三岳14号線。起点、字三岳92番地2。終点、字三岳90番地33。総延長84.8メートル、幅員9.5メートル。

続きまして、路線番号254。路線名、三岳15号線。字三岳94番地2地先が起点で、終点が字三岳90番地29でございます。総延長は163.2メートル、幅員11メートルでございます。

次のページをお開きください。

平面図でございます。

青で示している部分が三岳団地14号線、赤で示している部分が三岳団地15号線でございます。

いずれも起点側が国道228号線、終点側が町道三岳団地11号線側となっております。

以上、議案第20号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第20号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第20号は可決いたしました。

◎議案第21号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第21号 令和4年度一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の23ページをお開き願います。

議案第21号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度福島町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,411万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,033万1千円とする。

第2条で、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月20日提出、福島町長。

まず、「第2表 地方債」についてご説明いたしますので27ページをお開き願います。

第2表地方債補正の変更でございます。

記載の目的で、老人福祉施設整備事業債で補正前限度額5,620万円を、補正後6,200万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

引き続き起債の内容についてご説明いたしますので、No.2議案説明資料の28ページをお開き願います。

起債の目的で、老人福祉施設整備事業債で、補正額580万円の追加で、起債区分は過疎対策事業債、充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントとなっております。補正理由は、特別養護老人ホーム陽光園に対する補助金増額によるものでございます。

次に、歳出からご説明いたしますので、31ページをお開き願います。

説明につきましては、補正額50万円以上のものについて、ご説明いたします。

なお、新規事業に係る政策調書については、先程の第5次福島町総合計画変更で事業内容をご説明しておりますので、省略させていただきます。

また、今回の歳出補正では10件の事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しておりますが、その旨、事業内容欄に記載しておりますので参考としていただきたいと思います。

それでは、2款総務費、一般管理費で55万円の追加は、役場庁舎印刷室の印刷機1台の更新による庁用備品購入費の追加となっております。

6目企画費で250万円の追加は、本町町内会泰平山改修に係るコミュニティ助成事業補助金の追加となっております。

次のページをお開きください。

2段目の、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の高齢者等生活支援事業費で1,161万9千円の追加は、令和4年度の住民税非課税世帯へ1世帯あたり2万円を支給するもので、70歳以上の高齢者のみ世帯で500世帯、重度障がい者のいる世帯で40世帯、ひとり親世帯で30世帯、計570世帯を予定しております。

次に、4目老人福祉費の老人福祉施設整備事業費で583万1千円の追加は、先ほど地方債補正の追加でご説明いたしました特別養護老人ホーム陽光園の改修に対する補助金が、資材高騰等の理由で増額となったことによるものであります。

次のページをご覧ください。

9目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費で719万4千円の追加は、国が実施する事業で、令和3年度は課税世帯でしたが、令和4年度に住民税均等割が非課税となった世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するものでございます。

次に、2項2目児童措置費で168万4千円の追加は、令和3年度の子育て世帯への臨時給付金等の精算返還金となっております。

次に、3目保育所費で75万円の追加は、福島保育所の浄化槽配管取替と固定遊具の腐食防止塗装に伴う修繕費の追加となっております。

次のページをお開きください。

7目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費で191万6千円の追加は、こちらも国が実施する事業で、ひとり親世帯以外の児童手当等受給世帯のうち、住民税均等割非課税世帯に対し児童1人あたり5万円を給付するものでございます。

次に3段目の、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の介護サービス事業者原油等高騰対策支援事業費で310万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の拡大と燃料費等の高騰により、町内介護サービス事業者の負担を軽減するための支援金で、3事業者に対する支援金となっております。

次のページをご覧ください。

3目環境衛生費の墓地維持管理費で59万2千円の追加でございます。補正内容としては、墓地公園階段手摺の補修と街灯修繕などとなっております。

次に、9目温泉健康保養センター管理運営費で95万円の追加は、吉岡温泉の高圧気中開閉器取替に係る修繕費の追加となっております。

次のページをお開きください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費の千軒そば生産体制支援事業費で3,200万円の追加でございます。事業内容としては、そば刈取用コンバインやPH型ハウスの購入費などとなっております。

次に、農水産業原油等高騰対策支援事業費125万円の追加は、農協組合員を対象とした支援金で、1人あたり5万円を支給するもので、25人を予定しております。

次に1つ飛んで、3項2目水産振興費の水産加工業支援事業費で1,200万円の追加でございます。内容としては、原料費高騰などにより影響を受けている水産加工場に対して支援するもので、従業員50人未満の6事業所には、1社あたり150万円。50人以上の1事業所には、300万円を支給するものであります。

次に、農水産業原油等高騰対策支援事業費752万5千円の追加は、こちらは漁業者に対する支援で、漁協組合員のうち正組合員に5万円、准組合員に2万5千円を支援するものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工振興費で130万円の追加は、商工会が新たに主催する商店街活性化イベントに対し支援を行うものでございます。

次に、3目観光費の観光施設維持管理費で208万8千円の追加は、鏡山公園相撲場のやぐら屋根の修繕費の追加となっております。

次のページをお開きください。

福島町元気プロジェクト事業費で700万円の追加は、1点目が9月18日に予定している AWABI FESTA に350万円。2点目が、お盆の花火大会に350万円。それぞれイベントに係る経費の追加となっております。

次に、8款土木費、2項2目道路維持費で220万円の追加は、道路の維持管理に係る修繕費の追加で、今年の大雪の影響による道路修繕が主なものとなっております。

次の、5項1目住宅管理費の町営住宅整備事業費で500万円の追加も、同じく今年の大雪に伴い破損したフェンスなどの修繕に係る小破修繕費の追加となっております。

次のページをご覧ください。

9款消防費、1項1目防災備蓄品整備事業費で95万円の追加は、緊急時の避難所での新型コロナウイルス感染防止のための消耗品等の購入に係る追加となっております。

1つ飛んで、10款教育費、1項2目事務局費のALT招致費で86万2千円の追加は、ALT1名の帰国に伴う旅費と新任ALTに係る負担金等の追加となっております。

次のページをお開き願います。

4目教員住宅管理費、事務事業予算名も同様に68万9千円の追加は、美山教職員住宅3戸の浴室修繕に係る修繕費の追加となっております。

次に、2項小学校費、1目学校管理費の各学校校舎営繕事業費で84万4千円の追加は、吉岡小学校の倉庫と煙突の解体撤去委託料の追加となっております。

次に、5項1目保健体育総務費のスポーツイベント感染予防対策事業費で、1,030万円の追加でございます。事業内容としては、南北海道駅伝競走大会及び全国中学校相撲選手権大会での新型コロナウイルス感染予防対策の備品購入や、駅伝自動計測システム導入委託料などの追加となっております。

次のページをご覧ください。

2目総合体育館運営費、事務事業予算名も同様に119万5千円の追加は、PCB含有電気設備の運搬及び処分に係る廃棄物等処理委託料の追加となっております。

次に、4目町民プール運営費で50万円の追加は、町民プール玄関横の軒先修繕に係る修繕費の追加となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、29ページをお開き願います。

まず、1款町税、2項1目の固定資産税の償却資産で4,620万円の追加は、鉄道運輸機構などの償却資産に係る総務大臣価格が増額となったことによる追加となっております。

次に、13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,222万円の追加は、歳出でご説明いたしました交付金対象事業10件に充当しております。

次の、2目民生費国庫補助金の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業と、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の、それぞれ事業費と事務費に対する国庫補助金の追加となっております。

次に、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1,828万2千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は3億549万3千円となります。

次のページをお開きください。

19款諸収入、5項1目雑入、9節のコミュニティ助成事業収入で250万円の追加は、本町町内会泰平山改修に係る自治総合センター助成金となっております。

最後に、20款町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正でご説明申し上げましたので、省略いたします。

以上で、議案第21号 一般会計補正予算（第4号）の提案内容について説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

38ページの福島町元気プロジェクト事業の部分で、前回の段階でAWABI FESTAをカントリーフェスティバルと合同でやるみたいなことを説明受けたんですが、場所の選定に関して、今回、場所の選定に関して福島町役場の駐車場となっているんですが、今回初だと思うんですが、役場の駐車場を選定したというのはどういう経緯あって、今回は役場の駐車場にしたのかお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

仮称AWABI FESTAにつきましては、事業主体は観光協会が事業主体になっているものなんですけど、今回は「食」のイベントということでアワビを中心とした部分、カントリーフェスティバルをバージョンアップしたということを説明させていただいていたんですけど、それで、役場を選定した理由としては、各出店、町外からもキッチンカーとかも来ていただくと20点ほどの出店を予定しておりまして、1つの場所で行うと。

それが、これまでカントリーフェスティバルであったらトンネル記念館で行っていたんですけど、今回

の考えでは全てトンネル記念館の方を駐車場として活用して、ここ役場は各種設備も整っておりますので、役場の駐車場、公用車の方の駐車場側を一体的に出店するというようなイメージで今回新たに計画しております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

その次、40ページの部分で各学校校舎運営の部分ですね。

今回は吉岡小学校外倉庫及び校舎裏煙突の解体となっているのですが、この解体事業なんですが、景観が悪いから解体するのか、それとも危険だから解体するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

吉岡小学校の物置につきましては、校舎の温泉側の方に隣接している物置でございます。昭和59年にそこに設置したものでございます。

この大雪のなかで、屋根の軒がいつてしまったと。そこの軒先から落ちる雪が民家の道路の方に掛かるものですから、色々にご不便をかけるという部分と合わせて、裏手の技術室という所があります。古い校舎なんですけども、そこの煙突も斜めに傾いて、侵入禁止にはしていますが、そこも危険であるということで併せて解体撤去の委託を計画しております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

ということは、危険だから解体するということでしょうか。

もう一度確認します。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

そのとおりでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

40ページの南北駅伝の自動計測システムの件について。

関係者にとっては長年の夢だったと思うんですけども、ようやくスピーディーに、そして、より正確に、そして、何よりも時間の短縮が参加チームへの恩恵といいますか、そういう恰好になろうと思います。

今回、予算としてはほとんどが委託料ですけれども、翌年度以降、この委託料がどのあたりまで今年掛けた予算の何割ぐらいで推移するのか、もし分かっていたらですね、それをお願いします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

南北海道駅伝大会につきましては、この2年間コロナ禍で残念ながら中止と。今年は各地域の色々な行事もやるということで今計画に向けて動いておりますが、そのなかで感染予防対策の強化ということでスタッフをなるべく減らして行きたいと。そういう思いのなかで、計時係、判定係、記録係、ここの部分がショートの四区間、それからロングの四区間合わせて約60名近く減らせるのかなと。

ここの機械に関しては、マラソンの駅伝集計ソフトという部分がベースになります。5か所の計測地点

について計測ソフトを導入して、町外の専門の方に5名ほど来ていただいて、まず1年目なので、そちらの方をちょっと導入して計測までやっていただくと。

それについて、見習的に私共のスタッフも張りつけて、来年以降は自前で出来るような方法を組みたいなど。来年以降の部分の経費に関しては、タスキに入れるタグというものが1個250円掛かります。これは残念ながら買い取りではなくてレンタルになりますので、そういった部分の消耗品的な部分が若干掛かる程度で今年度の導入を得て、来年度以降はランニングコストも抑えられるのかなという見通しでいます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第21号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第21号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時01分）

（再開 14時11分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第22号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第22号 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは議案の51ページをお願いします。

議案第22号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6千万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,100万6千円とする。

令和4年6月20日提出、福島町長。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたしますので、65ページをお開きください。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金、46万7千円の追加は、18節負担金・補助及び交付金で、傷病手当金の追加であります。傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染し療養のため労務に服することができない場合に支給対象となるものでございます。1人15万5千円と見込み、3人分を計上しております。対象期間は令和4年9月30日までとなっております。なお、これまでの支給実績はございません。

次に歳入を説明いたしますので、61ページをお開き願います。

3款道支出金、1項1目保険給付費等負担金、46万7千円の追加で、歳出補正分の傷病手当金に係る特別調整交付金でございます。

以上、議案第22号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第22号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第22号は可決いたしました。

◎議案第23号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第23号 令和4年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは議案の67ページをお開き願います。

議案第23号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ１億１，０３０万１千円とする。

令和４年６月２０日提出、福島町長。

それでは、歳出の補正予算から説明をいたしますので、８１ページをお開きください。

１款総務費、１項１目一般管理費、７万４千円の追加につきましては令和２年度の発熱外来診療体制確保支援事業補助金の返還金であります。令和３年度において返還金を予算措置しておりましたが、国の補助金確定作業が遅れ令和３年度で返還できなかったことから、令和４年度にて返還することとなりましたので追加するものでございます。

次の段の、２款診療事業費、１項１目診療費、３９万６千円の追加につきましては備品購入費で、糖尿病の検査機器と電子カルテと連携するソフトウェアの購入で、機器で測定した数値を自動的に電子カルテに取り込み一元的に管理できるようにするものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、７７ページにお戻りください。

２款繰入金、１項１目一般会計繰入金、４７万円の追加は歳出の補正分を一般会計繰入金で阻止するものであります。

以上で、議案第２３号 令和４年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第２３号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第２３号は可決いたしました。

◎発委第２号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第１７ 発委第２号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

５番川村明雄総務教育常任委員長。

○５番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の１ページをお開きください。

発委第２号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

２ページでございます。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

いま地方自治体には、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、大規模災害への対応も迫られています。政府は、令和３年度の地方一般財源水準を令和６年度まで確保するとしていますが、増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、国に対して、①社会保険、防災、脱炭素化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、人件費も含めて十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

②新型コロナワクチン接種体制の確保などを含め、地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。など、１１項目について要望するため地方自治法第９９条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は５月２７日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第２号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第２号は可決いたしました。

◎発委第３号 日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印・批准を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第１８ 発委第３号 日本政府に核兵器禁止条約への参加、調印・批准を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5 番川村明雄総務教育常任委員長。

○**5 番（川村明雄）**

それでは、議会提出議案の 4 ページをお開きください。

発委第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約への参加、調印・批准を求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

5 ページお願いします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年に核兵器禁止条約が採択されました。条約は核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しており、核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。

ロシアはウクライナへの軍事侵略に合わせて、核兵器による威嚇を行いました。これは、核兵器禁止条約に明確に違反するものであります。

原爆被害を体験した日本政府は、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約への参加、調印、批准することを国へ求めるため、地方自治法第 99 条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は 5 月 27 日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第 3 号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、発委第 3 号は可決いたしました。

◎**発委第 4 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第 19 発委第 4 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求め

る意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2 番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○**2 番（佐藤孝男）**

それでは、議会提出議案の 6 ページをお開きください。

発委第 4 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出します。

次は 7 ページです。

説明は主な内容としますので、ご了承ください。

北海道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止など多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、2050 年温室効果ガス排出量を実質ゼロという国の目標達成に向けて、木質バイオマスエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、様々な取り組みを進めてきましたが、北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、国に対して、①森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、森林整備事業予算や、治山事業予算を十分に確保すること。②森林資源の循環利用を一層推進するため、各種事業支援を充実・強化すること。を要望するため、地方自治法第 99 条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出するものです。

なお、本意見書は 5 月 27 日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第 4 号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、発委第 4 号は可決いたしました。

◎発委第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第20 発委第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

発委第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出いたします。

9ページです。

説明は主な内容としますので、ご了承ください。

農産物生産者は、コロナ禍の長期化で農産物需要が減少し、在庫増、価格低迷で大変苦しいなか農作業に励んでおります。

昨年から食料価格が上昇し、ロシアのウクライナ侵攻で食料不足、価格高騰が深刻になり、生活を直撃しております。また、肥料や飼料など生産資材の高騰と不足に生産者は直面しております。

国がすすめる交付金の見直しで、対象から除外される水田が多く出ること、生産意欲が阻害されることが危惧されております。

このため、国に対し①水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すること。②肥料、飼料など生産資材の高騰対策を行うこと。を要望するため、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月8日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第5号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第5号は可決いたしました。

◎発委第6号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第21 発委第6号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴者・難聴児への支援拡充を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

それでは、議会提出議案の10ページをお開きください。

発委第6号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴児・難聴者への支援拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を議会会議条例の規定により提出いたします。

11ページです。

説明は主な内容としますので、ご了承ください。

聴力に障害があり、身体障害程度等級2級から6級に該当する場合は補聴器が「補装具支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度については対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、老人にとっては認知症や命にかかわる。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、すべての都道府県で創設されているが、自治体によって内容が大きく異なっている。

どこの自治体に住んでいても軽度・中等度難聴者に対して十分な補助が行われるべきである。

このため、国に対し①国の財政負担により、すべての年齢における軽度・中等度難聴児・難聴者に対する補聴器の購入費および修理・維持費に対する補助を実施すること。など、4項目について要望します。

地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月8日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
発委第 6 号に賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第 6 号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本 6 月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第 10 条の規定により、令和 4 年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

令和 4 年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長(溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

(休会 14 時 38 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 木 村 隆

署 名 議 員 川 村 明 雄